

(答申第58号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「処分庁」という。）が行った特定の児童の補助記録に係る保有個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求等

（1）保有個人情報開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、令和7年6月3日付けで処分庁に対し、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（2）本件開示請求の内容

令和5年3月頃（また、それ以前）、岐阜県〇〇子ども相談センター職員との面談時に関する文章、情報をはじめとする当センターが所有する〇〇〇〇に関する一切の記録（補助記録）全て。

2 処分庁の決定

処分庁は、請求内容に合致する文書として、「補助記録」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び同項第7号（事務事業情報）に該当する情報が記載されているとして個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年7月18日付け〇〇第167号の2により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年10月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

処分庁は、法第105条第3項で準用する同条第1項の規定に基づき、令和7年11月26日付け子家第1021号で、本件審査請求について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

不開示とした部分を取り消し、開示とする裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

（1）不開示箇所（開示請求者以外の個人に関する情報）について

審査請求人は、令和〇年〇月〇日付け上申書等で上申しているとおおり、審査請求人の第〇学年時のテストの採点方法やテストの不記載〇〇枚（〇〇〇点）、虚偽記載〇〇枚（〇〇〇点）合計約〇，〇〇〇点が成績に反映されていないこと等をはじめ、〇〇〇〇〇〇〇〇が起訴された刑事事件の判決に対し、無罪を言い渡すべき明らかな証拠（以下「本件就学拒否」という。）を新たに発見したので、追って、再審を請求する準備をしており、よって、法第78条第1項第2号イ、ロ又はハに掲げる情報であるので、審査請求人に開示することが必要であると認められる。

(2) 不開示箇所（事務事業情報）について

法第78条第1項第7号についても、審査請求人と当該家族の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的開示も認められているので（法第80条）、本件不開示情報を開示されたい。

(3) その他の主張について

開示された部分に関して訂正請求権（法第90条）を行使したく、本件不開示情報があることで、本件不開示情報中の審査請求人に対する訂正請求権の行使も妨害されることになる。

[illegible]

〇〇〇〇〇〇〇〇が起訴された刑事事件及び本件就学拒否に関しては、令和〇年〇〇月〇〇日付け上申書において、当時の内閣総理大臣等へ上申し上げている。

第4 処分庁の主張

1 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

2 本件処分理由

処分庁が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 不開示箇所（開示請求者以外の個人に関する情報）について

本件公文書には、開示請求者以外の氏名及び面接内容や通話内容等の情報が記載されている。これらはいずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることになるものを含む。）ため、法第78条第1項第2号に該当すると判断した。

法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を除くと規定しているが、「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者

に限り当該情報を開示することを定めている規定のことであり、「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることとされている。この点、当該情報について児童虐待の防止等に関する法律などにより開示を義務付ける規定はなく、かつ、請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報にも該当しない。

法第78条第1項第2号ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と規定されている。審査請求人は再審請求の準備のため、本件の開示が必要であると主張するが、同号ただし書ロに該当するかどうかは開示することにより害されるおそれのある個人の権利利益との比較衡量によりその優越性を判断すべきものであり、当該箇所を開示することで、人の生命、健康、生活又は財産の保護が具体的に図られるとは認められず、開示により害される利益より優越すると判断できない。

法第78条第1項第2号ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定されている。本件請求では、審査請求人に応答した公務員の氏名などの職務遂行に関する情報は開示しているが、その他の開示請求者以外の個人の氏名や面接内容等は公務員の職務遂行情報には該当しない。

したがって、法第78条第1項第2号イ、ロ又はハのいずれにも該当しない。

(2) 不開示箇所（事務事業情報）について

本件公文書には、処分庁を含む関係機関（以下「関係機関等」という。）との面談又は電話による協議内容に関する情報が記載されており、これらの情報は、処分庁が対象児童に対し適切な措置・支援を講じるために、関係機関等以外には漏らさないことを前提として行った面接や協議、連絡、調整等の記録である。

関係機関等は、児童虐待の防止等に関する法律第5条第3項及び第4項に規定する秘密保持の考え方に則り、情報が外部に漏れないことを前提に活動しているため、これらを開示すれば、処分庁に対する信頼は失われ、今後、関係機関からの協力が得られなくなり、連携して業務にあたることができなくなる。

また、処分庁の職員が、開示請求があるかもしれないとして、率直かつ詳細な記録の作成を躊躇することにより、職員間で正確な情報の共有ができず、児童や保護者などの状況を正確に把握することができなくなる。

以上のことから、対象となる児童の適切な保護、支援等が困難となり、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当すると判断した。

法第80条（裁量的開示）は、行政機関等として不開示情報に該当すると

総合的に判断した場合であっても、比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には行政的判断により、開示することが出来るものとする規定であり、法第78条第1項第7号で判断した事務事業の支障と比較して、個人の権利利益の保護が上回るものではない。

(3) その他の主張について

訂正請求権を行使することを目的としていることを理由に開示の可否を判断するものではなく、法第78条第1項各号に該当するか否かで判断するものであり、法第78条第1項第2号又は7号の該当性については上述のとおりである。

本件審査請求は、法に基づく部分開示決定の適否を審査するものであって、審査請求人の主張は本件審査請求と無関係である。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

処分庁は前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 処分庁の決定」に記載のとおり、本件公文書に記載された開示請求者以外の個人に関する情報が法第78条第1項第2号の規定に該当し、また、関係機関との間で行った協議内容が法第78条第1項第7号の規定に該当するとして、本件処分を行ったことから、以下、本件処分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 法第78条第1項第2号該当性について

審査請求人は、不開示とされた部分について、親族の発言内容の中には、正しくない内容が含まれている可能性が高く、その内容を開示してほしい旨を主張する。

一方、処分庁は、本件公文書に記載されている開示請求者以外の個人の氏名や面接内容、通話内容は、いずれも特定の個人を識別することができる情報、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能な情報であり、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当する旨を主張している。また、処分庁は同号ただし書各号についても検討したが、当該情報は法令により開示が予定されている情報には該当せず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが特に必要であるとは認められないことから、例外的に開示すべき事情も認められないと主張している。

この点について、審査会が本件公文書を見分したところ、不開示とされた部分には、開示請求者以外の者の状況として、面接内容や通話内容等が記載されていることが確認された。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第78条第1項第2号に該当するものと認められる。

また、当該情報の内容及び性質に照らしても法第78条第1項第2号ただし書イに規定する慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当せず、同号ただし書ロに規定されている「人の生命、健康、生活又は

以上のことから、不開示とされた部分は開示請求者以外の個人に関する情報として法第78条第1項第2号に該当するとした本件処分は妥当である。

審査請求人は、不開示とされた部分について、自身の学校の成績等がどのように記載されているかが分かるように開示してほしい旨や学校関係者の発言内容を知りたいと主張する。

このように、処分庁は当該情報を開示することにより、児童相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当すると判断した旨を主張する。

これらの情報は他者に明らかにしないことを前提として聞き取ったもの又は作成されたものであるため、これらを開示した場合、関係当事者間の信頼関係が損なわれ、率直な意見や必要な情報を得ることが困難になるなど、今後の児童相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、本件公文書には、審査請求人が懸念するような学校の成績に関する情報は確認されなかった。

審査請求人は、〇〇〇〇〇が、○学校の〇〇らに対する〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇

3 結論

第6 審査会の処理経過

	審 査 の 経 過
令和 7 年11月26日	処分庁から諮問を受けた。
令和 8 年 1 月22日	処分庁から弁明書（写し）を受領した。
令和 8 年 4 月28日	処分庁から反論書（写し）を受領した。
令和 8 年 6 月10日 （第122回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和 8 年 7 月23日 （第123回審査会）	審査請求人及び処分庁から口頭意見陳述を受けた。
令和 8 年 8 月17日 （第124回審査会）	答申案の審議を行った。

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	鉾口 崇	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	椎名 智彦	朝日大学法学部教授	
	白木 雄一郎	岐阜商工会議所議員	
会 長	和田 恵	弁護士	

6